

気候変動枠組条約第10回締約国会議(COP10)の概要

平成16年12月21日
環境省地球環境局

1. 日時

平成16年12月6日(月)から17日(金) (一日延長)
うち、閣僚級会合は12月15(水)・16日(木)・17日(金)

2. 場所

アルゼンチン・ブエノスアイレス

3. 出席者

同会議には、我が国から、小池環境大臣、高野環境副大臣、小野寺外務大臣政務官、小西外務省地球環境大使他が出席。

議長は、アルゼンチンのゴンザレス・ガルシア厚生環境大臣

4. COP10の主な成果

- ① 京都議定書の発効を歓迎し、各締約国が排出削減約束の確実な達成を確認した。また、議定書実施に向けた体制や制度を整備すべく、「京都メカニズム運用細則」(省エネ等のCDM(クリーン開発メカニズム)の促進、吸収源(森林)関連の手法等)などにつき合意され、我が国の約束達成にあたり有意義なものとなった。
- ② ポスト京都議定書(2013年以降)を視野に入れた将来の行動に向けて情報交換を通じた取組を開始すべく、来年5月に「政府専門家セミナー」を開催することが合意された。
- ③ 途上国の関心が高い「適応」策(洪水、干ばつなど気候変動の悪影響への対策)に関し、資金支援や人材育成支援に加え、「5ヵ年行動計画」の策定について合意された。

5. 主な議題

閣僚級会合

○円卓形式による閣僚級会合において、以下の4つのテーマについて議論がなされた。

- ① 条約10周年：その成果と将来への挑戦
(小池環境大臣がパネルディスカッションにパネリストとして参加)
- ② 気候変動の影響、適応(地球温暖化による悪影響に対する対処)策と持続可能な開発

- ③ 技術と気候変動
- ④ 気候変動の緩和（温室効果ガスの排出削減及び吸収）：政策とその影響

○閣僚級会合の議論を踏まえ、現地時間18日に開催された全体会で議長サマリーが採択された。

主な個別交渉事項

- ① 京都メカニズム
 - ・ CDM プロジェクトの審査機関の初の認定が行われた（(財)日本品質保証機構を含む4機関）。
 - ・ 小規模な吸収源 CDM プロジェクトの簡素化ルールについて合意。
- ③ 吸収源関連
 - ・ 京都議定書に基づく二酸化炭素吸収源の計上方法について、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の指針を適用することに合意した。
- ④ 普及啓発
 - ・ 気候変動問題に関する普及啓発を目的として開発するアジア太平洋地域ワークショップについて、我が国から「環境省アジア太平洋地域地球温暖化セミナー」と連続して日本で行うことを提案し歓迎された。
 - ・ また、これに豪州政府・UNEP が資金協力を行うことが表明された。

6. 二国会談

COP10 の機会を利用して、以下の国と二国会談を行い、COP10 の見通しや 2013 年以降の枠組みのあり方、二国間での今後の協力などについて意見交換を行った。

- アルゼンチン（COP10 議長国）：ゴンザレス・ガルシア厚生環境大臣
- ヨーケ・ウォーラ・ハンター条約事務局長
- 米国：ポーラ・ドブリアンスキー国務次官
- 欧州委員会(EU)：スタブロス・ディマス委員
- 英国：マーガレット・ベケット環境・食糧・農村大臣
- 中国：劉江（リウ・ジアン）国家発展改革委員会副主任
- メキシコ：ヒメネス環境天然資源大臣
- フランス：ルペリティエ環境開発大臣
- パキスタン：カーン環境・地方政府・都市開発大臣
- コロンビア：スアレス環境住宅開発大臣
- カナダ：ドイル環境副大臣